

高岡市立木津小学校 いじめ防止基本方針

- 1 基本理念
- 2 いじめ防止等の対策
- 3 いじめ対策委員会
- 4 年間計画
- 5 評価と改善

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条一項（平成25年6月28日公布9月29日施行）

平成28年4月
（令和4年5月改訂）

高岡市立木津小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの未然防止と認知した際の迅速・適切な対処に取り組む。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

児童の主体性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

① 児童理解と環境づくり

- ・児童理解の深化を促進させ、いじめの未然防止につなげることを目的としたいじめに関する校内研修を行い、教職員自らが人権感覚を磨き、いじめに対する認識を深める。
- ・教職員が率先していじめを許さない風土づくりに努め、共感的な人間関係を築く。
- ・Q-U調査を実施し、学級集団の状態の理解と児童一人一人の実態の把握に努める。
- ・月に一度、「心を見つめて」のアンケートを実施し、困っている児童の把握に努める。
- ・児童全員と定期的な個人面談を実施し、一人一人のよさや課題の把握に努める。
- ・児童とともに活動し、気になる児童には声をかけ、速やかに話を聴く。
- ・児童一人一人の言動に気を配り、よいところを見逃すことなく認めることに努めると同時に、ダメなことはダメと伝え続ける。
- ・「木津スタンダード」を基に、基本的な生活習慣と集団のルールの定着を図る。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・「特別の教科 道徳」の時間に、命の尊さ、人権尊重、いじめ防止に関する資料を使って授業をする。
- ・植物や動物を育てる活動を大切にする。
- ・学級の実態に即してソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わる力、コミュニケーションの能力を育てる。

○児童が主体となる取組の充実

- ・なかよしタイムやなかよし清掃等の異学年による交流活動を重視し、教え合う関わりを通して責任感や素直さを培い、思いやりと感謝の心を育てる。
- ・児童会（運営委員会）を核とした挨拶運動を推進し、望ましい相互の関係づくりに努める。また、あったか言葉（感謝、励まし、ねぎらい、称賛等）を奨励するとともに、ボランティア活動に積極的に取り組む。
- ・学級や学年、児童会の自治的活動を推進し、自分たちの学校生活を自分たちの力で変えていく意識を醸成し、自己有用感や自己肯定感を高める。

③ 家庭や地域等との連携

- ・いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・保護者との信頼関係づくりに努め、日常的な情報交換を心掛ける。
- ・PTA、自治会および校区の中学校と連携し、挨拶運動を実施する。
- ・保護者に、家庭におけるいじめの未然防止や早期発見に関する資料を配付する。
- ・ネットいじめを防止するため、ネット利用や携帯電話（スマホ）、通信型ゲーム機、タブレット等の実態を把握し、適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進める。
- ・保護者向けネットいじめ防止のための啓蒙活動を展開する。
- ・専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携し、気になる子供のアセスメントを積極的に行う。
- ・家庭環境の課題には、早期に主任児童委員、児童相談所、行政機関等と協力し、支援に当たる。場合によっては、警察も含め関係機関に介入を要請する。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わり、状況を的確に把握する。児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組んで的確に対応する。

① 日常的な観察

- ・始業前や休み時間、放課後には、児童と共に過ごす時間の確保に努める。授業時は、担任（教科担当者）が早めに教室等へ行く。
- ・毎月の「心を見つめて」や児童との雑談や授業中の様子等から、情報を集め、教職員間での共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談・確認に努める。

② アンケート調査

- ・定期的にアンケート「心を見つめて」を実施し、児童の様子を観察する。気になる児童には速やかに面談を実施し、必要に応じ保護者と連携しながら対処する。

③ 教育相談

- ・全教職員が児童への声かけを日常的に行うことによって、児童が何でも相談できる環境づくりに努める。
- ・児童全員へ定期的な個人面談を実施する。（年2回）
- ・保護者や地域からの情報を得るため担任はもとより、校長・教頭は、常に相談の窓口となる。
- ・児童並びに保護者に対して、公的機関等の様々な「いじめ相談窓口」を周知する。
- ・児童や保護者が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと気軽に相談できるようコーディネートに努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保する。その上で、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。また、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からのいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会に報告するとともに全教職員で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡し解消に向けての協力を依頼する。
- ・傷害や器物損壊はじめ犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、躊躇なく警察に相談または通報し、連携して対応する。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等を緊急要請し、連携のもと、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整える。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとる。

○いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないために全教職員による臨時研修会を実施するなどの必要な対策を講じる。

① 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ関係児童個人に対してならびに集団全体に対して必要な指導を行う。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証するとともに、保護者との連携（相談）を継続し、必要に応じて支援策を修正し、支援を継続する。

② 再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・「特別の教科 道徳」や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

◎なお、いじめの未然防止から再発防止にいたる各段階における的確な対応の詳細については、別に作成した「木津小学校危機管理マニュアル」の関連項を参照する。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、PTA会長、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者等を追加する。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

| 月 | 取 組 | 月 | 取 組 |
|---|--|----|--|
| 4 | ・いじめ対策委員会設置 ・校内研修（いじめ対応に関する共通理解） | 10 | ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施 |
| 5 | ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施 | 11 | ・児童会による挨拶活動 ・児童会による人権週間 ・「心を見つめて」の実施 ・教育相談（全員面接） |
| 6 | ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施 ・教育相談（全員面接） ・Q-Uの実施 | 12 | ・児童会による挨拶活動 ・学校生活に関するアンケートの実施 ・保護者による学校評価の実施 ・主任児童委員との情報交換会 |
| 7 | ・児童会による挨拶活動 ・学校生活に関するアンケートの実施 ・保護者による学校評価の実施 ・主任児童委員との情報交換会 | 1 | ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施 |
| 8 | ・児童理解、いじめに関する校内研修会（事例研究） ・Q-Uの分析と生かし方 | 2 | ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施 |
| 9 | ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施 ・情報機器に関する実態調査 | 3 | ・児童会による挨拶活動 ・いじめ対策委員会開催 ・全教職員による基本方針見直し |

※ いじめ対策委員会は、適宜開催する。

5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- ・この基本方針に基づく具体的取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、毎年度末に全教職員によって内容の確認を行う。